

生活困窮者自立支援法施行に伴う政省令（案）等について（イメージ）

※以下は現時点における予定。

- 生活困窮者自立支援法施行令（政令）
- 生活困窮者自立支援法施行規則（省令）
- 国庫負担に係る厚生労働大臣が定める基準（告示）
- 国庫負担金・補助金交付要綱（通知）
- 法に基づく各事業（自立相談支援事業、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業）の実施に関する手引き（通知）
- 自治体事務マニュアル（仮称）（通知）

1 政令 ※条文案は現時点での案であり、関係省庁等との調整等により、今後変更等があり得る。

| | 法律の規定の内容 | 政令条文案（イメージ） | 備考 |
|------------------|--|---|--|
| 第9条第1項 【国庫負担】 | <p>（国の負担及び補助）</p> <p>第九条 国は、<u>政令で定めるところ</u>により、次に掲げるものの四分之三を負担する。</p> <p>一 第七条の規定により市等が支弁する同条第一号に掲げる費用のうち当該市等における人口、被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者をいう。第三号において同じ。）の数その他の事情を勘案して<u>政令で定めるところ</u>により算定した額</p> <p>二 （略）</p> <p>三 前条の規定により都道府県が支弁する同条第一号に掲げる費用のうち当該都道府県の設置する福祉事務所の所管区域内の町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して<u>政令で定めるところ</u>により算定した額</p> <p>四 （略）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 毎年度国が市等又は都道府県に対して負担する額は、当該年度における生活困窮者自立相談支援事業負担対象額の四分之三の額とする。 ○ 生活困窮者自立相談支援事業負担対象額は、生活困窮者自立相談支援事業に要する費用について市等若しくは都道府県の設置する福祉事務所の所管区域内の町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して<u>厚生労働大臣が定める基準</u>に基づき算定した額又は市等若しくは都道府県が行う生活困窮者自立相談支援事業に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）のいずれか低い額とする。 ○ 毎年度国が市等又は都道府県に対して負担する額は、当該年度における、市等又は都道府県が行う生活困窮者住居確保給付金の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）について行う。 | <p>国庫負担基準の具体的な内容は厚生労働大臣告示において定める。</p> <p>（資料1参照）</p> |

| | | | |
|-------------------------------------|--|--|----------------|
| <p>第9条第2項 【国庫補助】</p> | <p>2 国は、予算の範囲内において、<u>政令</u>で定めるところにより、次に掲げるものを補助することができる。 一・二 (略)</p> | <p>○ 毎年度国が市等又は都道府県に対して補助する額は、当該年度における、市等又は都道府県が行う生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者一時生活支援事業に要する費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）とする。</p> <p>○ 毎年度国が市等又は都道府県に対して補助する額は、当該年度における、市等又は都道府県が行う生活困窮者家計相談支援事業並びに生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業及びその他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業に要する費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）とする。</p> | <p>(資料1参照)</p> |
| <p>第18条 【就労訓練事業に関する大都市等の特例】</p> | <p>(大都市等の特例) 第十八条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で<u>政令</u>で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）においては、<u>政令</u>の定めるところにより、指定都市又は中核市が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市又は中核市に関する規定として指定都市又は中核市に適用があるものとする。</p> | <p>○指定都市において、法第十八条の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令（※）に定めるところによる。 ※就労訓練事業に関する事務が該当する旨を規定する予定。</p> <p>○中核市において、法第十八条の規定により、中核市が処理する事務については、地方自治法施行令（※）に定めるところによる。 ※就労訓練事業に関する事務が該当する旨を規定する予定。</p> | |
| <p>附則第11条</p> | <p>(政令への委任) 第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、<u>政令</u>で定める。</p> | <p>規定しない。</p> | |

※ 他に、社会福祉法施行令に規定する社会福祉事業の対象者の最低人員の特例（20人→10人）の適用を受ける事業に、法第10条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業を追加する。また、就労訓練事業について、国及び自治体における随意契約の取扱いについて検討。

2 省令 ※条文案は現時点での案であり、関係省庁等との調整等により、今後変更等があり得る。

| | 法律の規定の内容 | 省令条文案（イメージ） | 備考 |
|------------------------------|---|---|----------------------------|
| 第2条第2項 【自立相談支援事業及びプランの内容】 | <p>(定義) 第二条 (略) 2 (略) 一・二 (略) 三 生活困窮者に対し、当該生活困窮者に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令(①)で定める事項を記載した計画の作成その他の生活困窮者の自立の促進を図るための支援が一体的かつ計画的に行われるための援助として厚生労働省令(②)で定めるものを行う事業</p> | <p>①生活困窮者の生活に対する意向、生活全般の解決すべき課題、支援の目標及びその達成時期、支援の種類及び内容並びに支援を提供する上での留意事項とする。</p> <p>②生活困窮者の把握(家庭への訪問等によるものを含む。)、法第二条第一項第三号に規定する計画(以下「自立支援計画」という。)の作成、自立支援計画に基づき支援を行う者との連絡調整、支援の実施状況及び生活困窮者の状態を定期的に確認し、その結果を踏まえ、自立支援計画の見直しを行うことその他の生活困窮者の自立の促進を図るための支援が一体的かつ計画的に行われるための援助とする。</p> | 自立相談支援事業の具体的な内容について、通知で示す。 |
| 第2条第3項 【住居確保給付金の支給対象者】 | <p>3 この法律において「生活困窮者住居確保給付金」とは、生活困窮者のうち離職又はこれに準ずるものとして厚生労働省令で定める事由により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となったものであって、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められるものに対し支給する給付金をいう。</p> | 事業を行う個人が事業を廃止した場合とする。 | 住居確保給付金の支給手続き等について、通知で示す。 |
| 第2条第4項 【就労準備支援事業の対象要件等】 | <p>4 この法律において「生活困窮者就労準備支援事業」とは、雇用による就業が著しく困難な生活困窮者(当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令(①)で定めるものに限る。)に対し、厚生労働省令(②)で定める期間にわたり、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業をいう。</p> | <p>①六十五歳未満の者であって、次に掲げる要件に該当する者とする。(資料1参照)</p> <p>一 次のいずれにも該当する者であること。</p> <p>イ 生活困窮者並びに生活困窮者と同居の又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母(以下「配偶者等」という。)の収入(申請日の属する月の前の月における収入をいう。)の額を合算した額が、申請日の属する年度(申請日の属する月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)の均等割の額を十二で除して得た額(以下「基準額」という。)</p> | 就労準備支援事業の具体的な内容について、通知で示す。 |

| | | | |
|-------------------------------|--|---|-----------------------------------|
| | | <p>に昭和三十八年四月一日厚生省告示第百五十八号(生活保護法による保護の基準を定める等の件)による住宅扶助基準に基づく額(以下「住宅扶助基準に基づく額」という。)を加算した額以下であること。</p> <p>ロ 生活困窮者及び生活困窮者と同居の又は生計を一にする別居の配偶者等の所有する金融資産の合計額が、基準額の六月分に相当する額以下であること。</p> <p>二 前号に該当する者に準ずるものとして都道府県等が認めるものであること。</p> <p>②一年を超えない期間とする。</p> | |
| <p>第2条第5項【一時生活支援事業の対象要件等】</p> | <p>5 この法律において「生活困窮者一時生活支援事業」とは、一定の住居を持たない生活困窮者(当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令(①)で定めるものに限る。)に対し、厚生労働省令(②)で定める期間にわたり、宿泊場所の供与、食事の提供その他当該宿泊場所において日常生活を営むのに必要な便宜として厚生労働省令(③)で定める便宜を供与する事業をいう。</p> | <p>①次に掲げる要件に該当する者とする。(資料1参照)</p> <p>一 次のいずれにも該当する者であること。</p> <p>イ 生活困窮者及び生活困窮者と同居の又は生計を一にする別居の配偶者等の収入の額を合算した額が、基準額に住宅扶助基準に基づく額を加算した額以下であること。</p> <p>ロ 生活困窮者及び生活困窮者と同居の又は生計を一にする別居の配偶者等の所有する金融資産の合計額が、基準額の六月分に相当する額(百万円を上限とする。)以下であること。</p> <p>二 前号に掲げる者のほか、都道府県等が緊急性等を勘案し、必要と認めるものであること。</p> <p>②三月を超えない期間とする。ただし、都道府県等が必要と認める場合にあっては、六月間までの範囲内で都道府県等が定める期間とすることができる。</p> <p>③宿泊場所の供与、食事の提供、衣類その他の日常生活を営むのに必要となる物資の貸与又は提供とする。</p> | <p>一時生活支援事業の具体的な内容について、通知で示す。</p> |
| <p>第4条第2項【自立相談支援事業等の委託先】</p> | <p>(生活困窮者自立相談支援事業)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業の事務の全部又は一部を当該都道府県等以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。</p> | <p>生活困窮者自立相談支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができるものであって、社会福祉法人又は一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他都道府県等が適当と認めるものとする。</p> <p>※法第6条第2項で各事業に準用。</p> <p>※(注1)参照。</p> | |

| | | | |
|-----------------------------------|---|--|--|
| <p>第5条第1項 【住居確保給付金の支給要件】</p> | <p>(生活困窮者住居確保給付金の支給) 第5条 都道府県等は、その設置する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する生活困窮者のうち第2条第3項に規定するもの(当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。)に対し、生活困窮者住居確保給付金を支給するものとする。</p> | <p>申請日の属する月において、次の各号のいずれにも該当するものとする。(資料1参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 生活困窮者及び生活困窮者と同居の又は生計を一にする別居の配偶者等の収入の額を合算した額が、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める額以下であること。 <ul style="list-style-type: none"> イ 居住する住宅の所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を失った場合 基準額に生活困窮者の賃借しようとする住宅の一月当たりの家賃額(住宅扶助基準に基づく額を超えない範囲とする。)を加算した額 ロ 現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となった場合 基準額に生活困窮者の賃借する住宅の一月当たりの家賃額(住宅扶助基準に基づく額を超えない範囲とする。)を加算した額 二 生活困窮者及び生活困窮者と同居の又は生計を一にする別居の配偶者等の所有する金融資産の合計額が、基準額の六月分に相当する額(百万円を上限とする。)以下であること。 三 申請日において、六十五歳未満の者であって離職又は(自営業者が)廃業した日から起算して二年を経過していない者であること。 四 当該世帯において主たる生計維持者であること。 五 生活困窮者住居確保給付金の支給期間中に、常用労働者(同一の事業主に継続して雇用される労働者をいう。)として雇用されることを希望し、誠実かつ熱心に就職活動を行う意欲を有し、就職活動を行うこと。 | |
| <p>第5条第2項 【住居確保給付金の支給手続等】</p> | <p>2 前項に規定するもののほか、生活困窮者住居確保給付金の額及び支給期間その他生活困窮者住居確保給付金の支給に関し必要な事項は、<u>厚生労働省令</u>で定める。</p> | <p>○住居確保給付金の額は、生活困窮者が居住する賃貸住宅の一箇月に要する家賃の額とする。ただし、住宅扶助基準に基づく額を超えない範囲とする。</p> <p>○住居確保給付金の支給期間は、三月間とする。ただし、都道府県等が必要と認める場合は、九月間までの範囲内で都道府県等が定める期間とすることができる。</p> <p>○二回目以降の支給を受けようとする場合、常用労働者として雇用された後解雇(自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。)その他事業主の都合による離職により経済的に困窮する場合に限る。</p> | |

| | | | |
|------------------------------|---|---|---------------------------------|
| | | <p>○都道府県等の長は生活困窮者住居確保給付金を受けることとなった者に対し、その者の再就職を促進するために必要な就労支援（以下「就労支援」という。）を行うものとする。都道府県等の長は、自立相談支援機関による就労支援を受けることその他その者の再就職を促進するために必要な事項を指示することができる。</p> <p>○生活困窮者住居確保給付金は、生活困窮者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、支給しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 正当な理由がなく、就労支援に関する都道府県等の長の指示に従わないとき 二 収入が基準額に生活困窮者の賃借（しようと）する住宅の一月当たりの家賃額（住宅扶助基準に基づく額を超えない範囲とする。）を加算した額を超えたとき <p>○生活困窮者住居確保給付金の支給を受けようとする者は、生活困窮者住居確保給付金支給申請書に厚生労働省社会・援護局長が定める書類を添えて、都道府県等の長に提出しなければならない。</p> <p>○生活困窮者が居住する住宅の賃貸人は、生活困窮者に代わって生活困窮者住居確保給付金を受領し、その有する生活困窮者の賃料に係る債権の弁済に充てるものとする。</p> <p>○職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第七条第一項に規定する職業訓練受講給付金を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、生活困窮者住居確保給付金を支給しない。</p> | |
| <p>第10条第1項【就労訓練事業の認定基準等】</p> | <p>第十条 雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令（①）で定める便宜を供与する事業（以下この条において「生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う者は、厚生労働省令（②）で定めるところにより、当該生活困窮者就労訓練事業が生活困窮者の就労に必要な知識及び能力の向上のための基準として厚生労働省令（③）で定める基準に適合していることにつ</p> | <p>①就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、生活支援並びに健康管理の指導等とする。</p> <p>②就労訓練事業認定申請書に厚生労働省社会・援護局長が定める書類を添えて都道府県知事（指定都市又は中核市にあっては、当該指定都市又は中核市の長）に提出しなければならない。</p> <p>③次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるとおりとする。（資料5参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 就労訓練事業を行う者 次のいずれにも該当する者であること。 | <p>就労訓練事業の具体的な内容について、通知で示す。</p> |

| | | | |
|--|-------------------------------|--|--|
| | <p>き、都道府県知事の認定を受けることができる。</p> | <p>イ 法人格を有すること。 ロ 法第十条第一項の生活困窮者就労訓練事業（以下「就労訓練事業」という。）を健全に遂行する足りの財政的基礎を有すること。 ハ 就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開について必要な措置を講じること。 ニ 次のいずれにも該当しない者であること。 （１） 法、社会福祉に関する法律又は労働基準に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者 （２） 認定の取消しを受けた者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者 （３） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をその業務に従事させ、又は当該業務の補助者として使用するおそれのある者 （４） 破壊活動防止法第五条第一項に規定する暴力主義的破壊活動を行った者 （５） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者 （６） 会社更生法第十七条の規定に基づく更生手続開始の申立てが行われている者又は民事再生法第二十一条第一項の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われている者 （７） 破産者で復権を得ない者 （８） 役員の中に（１）から（７）までのいずれかに該当する者がある者 （９） （１）から（８）までに掲げる者のほか、その行った就労訓練事業（過去五年以内に行ったものに限る。）に関して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により就労訓練事業を行わせることが不適切であると認められる者</p> <p>二 就労等の支援 就労訓練事業を利用する生活困窮者の就労等</p> | |
|--|-------------------------------|--|--|

| | | | |
|-------------------------------------|--|--|--|
| | | <p>の支援（以下「就労等支援」という。）のため、次に掲げる措置を講じること。</p> <p>イ ロに掲げる就労訓練事業を利用する生活困窮者の就労等の支援に関する措置に係る責任者を配置すること。</p> <p>ロ 就労訓練事業を利用する生活困窮者の就労等の支援に関する措置として、次に掲げるものを行うこと。</p> <p>（１） 就労訓練事業を利用する生活困窮者の就労等の支援に関する計画を策定すること。</p> <p>（２） 就労訓練事業を利用する生活困窮者の就労等の状況を把握し、必要な相談、指導及び助言を行うこと。</p> <p>（３） 生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の関係者と連絡調整を行うこと。</p> <p>（４） （１）から（３）までに掲げるもののほか、就労訓練事業を利用する生活困窮者の就労等の支援について必要な措置を講じること。</p> <p>三 安全衛生 就労訓練事業を利用する生活困窮者（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条に規定する労働者を除く。）の安全衛生その他の作業条件について、労働基準法及び労働安全衛生法の規定に準ずる取扱いをすること。</p> <p>四 災害補償 就労訓練事業の利用に係る災害（労働基準法第九条に規定する労働者を除く。）が発生した場合の補償のために、必要な措置を講じること。</p> | |
| <p>第11条第4項 【ハローワークの求人情報の提供】</p> | <p>（雇用の機会の確保） 第十一条（略） 2・3 （略） 4 公共職業安定所は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十三条の四第一項の規定による届出をして無料の職業紹介事業を行う都道府県等が求人に関する情報の提供を希望するときは、当該都道府県等に対して、当該求人に関する情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）その他厚</p> | <p>書面の提出による提供とする。</p> | |

| | | | |
|------|---|--------|--|
| | 生労働省令で定める方法により提供するものとする。 | | |
| 第19条 | (実施規定) 第十九条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、 <u>厚生労働省令</u> で定める。 | 規定しない。 | |

(注1) 委託先について原則法人格を求めるものの、以下のような要件を満たす場合には、委託先として認めることを検討。

- ① 共同体を構成する各団体等が明確であり、それぞれが法人格を有すること
- ② 構成員間における協定書等において、事故が起きた場合等の責任の所在が明確になっていること
- ③ 市町村等が当該共同体に事業を委託することが適切であると判断すること

(注2) 都道府県知事等は、省令の公布後、施行前においても、就労訓練事業を行う者の申請に基づき、認定基準に適合していることにつき、当該認定に相当する認定をすることができる旨規定する。(都道府県知事等が当該認定に相当する認定をしたときは、当該相当認定は、施行日までの間に当該相当認定を受けた就労訓練事業者が認定基準に該当しなくなった場合を除き、施行日以後は、都道府県知事等が行った法第十条第一項の認定とみなす。)